様式第1号

# 農業振興地域整備計画変更理由書

【法第１１条第１項関連】

１ 市町村農業振興地域整備計画を変更することが必要な理由（法第13条第１項）

該当するもの全てに○を記入

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 基本方針の変更 | | 農業振興地域の区域の変更 | | 基礎調査の結果 | ○ | 経済情勢の変動その他情勢の推移 |

２ 農用地利用計画の変更

| 案件番号 | 変更区分 | 用途区分（前→後） | 土地の所在・地番 | 面積（㎡） | うち農地（耕地）面積（㎡） | 変更理由 | 根拠法令等（除外の場合のみ） | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 除外 | 農地（田）→除外 | 別紙のとおり | 30,661.00 | 30,661.00 | 国又は地方公共団体が、地域振興上必要が高いと認められる施設（学校や病院等を除く）の用に供するために行う行為。 | 第15条の２第1項第1号 | |
| 2 | 用途変更 | 農地（畑）<br>→農業用施設用地 | 新富町大字日置字綿打頭5757-2<br>新富町大字日置字綿打頭5758<br>新富町大字日置字綿打頭5759 | 508.00<br>1,112.00<br>1,169.00 | 508.00<br>1,112.00<br>1,169.00 | （法第13条第2項第1号）<br>今回の申請地とあわせて、平成19年に鶏舎の建替え、集卵舎及び転回場として利用するために、農地転用をおこなったという経緯があるが、実際には、集卵舎の一部が南側の土地に入り込んでいることがわかった。そのため、集卵舎(一部)、農業用機械の転回場及び従業員の管理舎として利用している部分を是正するため、用途区分の変更をおこなう。<br>養鶏規模44万羽で施設規模が妥当であることについては、畜産部局と確認済みである。<br>（法第13条第2項第3号）<br>計画地は、申請者が経営している養鶏場に隣接しており今回の計画地と一体的な土地利用がなされていることから、農業上の効率的かつ総合的な利用に問題はない。<br>（法第13条第2項第5号）<br>農道、施設の改廃もなく、南側農用地については、既に建築して　年経過しているがこれまでも土砂流出等による問題は発生していない。<br>過去に土地改良事業を実施した実績はない。 | | |
| 3 | 編入 | 編入<br>→農業用施設用地 | 新富町大字日置字綿打頭5735-1<br>新富町大字日置字綿打頭5752-2<br>新富町大字日置字綿打頭5762-10<br>新富町大字日置字綿打頭5762-3<br>新富町大字日置字綿打頭5757-1 | 9,698.00<br>309.31<br>305.00<br>343.00<br>6,828.00 | — | 申請地は、隣接する農業用施設用地と一体的に利用しており、農用地区域として定める土地として判断される。 | | |
| 4 | 編入 | 編入<br>→農地（畑） | 新富町大字日置字下永牟田4990-1<br>新富町大字日置字下永牟田4967-3<br>新富町大字日置字下永牟田4990-2<br>新富町大字日置字下永牟田4967-1 | 1,476.00<br>283.58<br>296.00<br>817.00 | — | 計画地は、草地畜産基盤整備事業の計画地であり、将来的にも優良農地として維持・確保すべき農地<br>と認められる。 | | |
| 5 | 編入 | 編入<br>→農地（畑） | 新富町大字日置字中永牟田5069-4 | 456.00 | — | 計画地の現況は、農地として利用されており、一体的に耕作がおこなわれている。<br>また、将来的にも優良農地として維持・確保すべき農地と認められる。 | | |

＊「変更区分」欄には、編入、用途変更、除外のいずれかを記入する。

＊「用途区分」欄には、編入の場合は「編入→○○」、用途変更の場合は「○○→○○」、除外の場合は「○○→除外」など変更前後の用途区分を記入する。

＊「うち農地（耕地）面積」欄には、農用地区域内農地から荒廃農地Ａ分類、Ｂ分類を除いた面積を記入する。

＊「変更理由」欄には、編入及び用途変更の場合は変更理由を、除外の場合は変更理由及び除外することを適当とした理由を記入する。

＊「根拠法令等」欄には、転用目的の除外は「法第13条第２項」、農用地区域に含まれない土地の除外は「法第10条第４項（及び施行令第８条第１項の該当する号、施行規則第４条の５第１条の該当する号）」、非農地決定・許可不要の開発行為により整備されたもの・基礎調査等の結果により確保不要と判断した土地の除外は「法第10条第３項非該当」を記入する。

３ 農用地利用計画以外の変更

| 変更箇所 | 変更内容 | 変更理由 | 備考 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |